

山梨県公報

第千五百八十三号

平成十七年

六月三十日

木 曜 日

目 次

保安林の指定の予定(四件).....	四九一
保安林の指定施設要件の変更予定.....	四九二
保安林の指定の解除の予定.....	四九二
家畜伝染病の発生.....	四九三
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定.....	四九三
道路の供用開始(二件).....	四九三
公 告	
落札者等の決定について.....	四九四
開発行為に関する工事の完了について.....	四九四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	四九四
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	四九四

告 示

山梨県告示第三百六十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
甲府市善光寺町字板垣山三二八四の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
北都留郡小菅村字笹畑八六三、八七〇の一
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字笹畑八六三・八七〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

都留市大野字當作山一八七六、一八八六の乙

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字當作山一八七六・一八八六の乙(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南都留郡西桂町倉見字西の沢一六二二の一、字大野一六二三の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西の沢一六二二の一(次の図に示す部分に限る。)、字大野一六一三の五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡韮沢町・身延町・早川町・西八代郡上九一色村(以上三町一村)について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
塩山市竹森字岩下一四八の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第三百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。
平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病 <small>そ</small>	みつばち	患畜	二	南都留郡富士河口湖町船津	平成十七年六月十三日

山梨県告示第三百六十八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病そのまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。
平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定区域
南都留郡富士河口湖町船津（生木原、猫穴、柳久保、市道、仏立、上之段、中村、大久保、水川戸、馬込、笹平、奥馬込、中馬込、鐘突堂、石令、挟石、南八津、北八津、長馬場、北八津倉、地藏丸尾、宮森、西川、大木、西上之段、下土足戸、権現ノ森、菅蛙家、松場、清眼塚、柴休場、中村及び大池の区域に限る。）及び浅川並びに富士吉田市上吉田（剣丸尾の区域に限る。）、下吉田（西丸尾の区域に限る。）、松山（三丁目、四丁目、五丁目及び下水入の区域に限る。）、緑ヶ丘、ときわ台、竜ヶ丘、旭、新西原（三丁目、四丁目及び五丁目の区域に限る。）及び新倉の区域
- 二 指定家畜の種類

- 三 指定区域で飼育されているみつばち
指定の概要
指定期間 平成十七年六月十三日から当分の間
- 四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病その病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	茅野小淵沢 葑崎線	北巨摩郡小淵沢町大字松向字石澤二四〇番地先から 北巨摩郡小淵沢町大字松向字石澤一〇九九番地先まで	一〇〇・〇	平成十七年六月三十日

山梨県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	茅野小淵沢 葑崎線	北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字岩久保前四八二六番の四地先から	二八・〇	平成十七年六月三十日

北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字
岩久保前四八二九番の一地先ま
で

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県税務システム修正等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 落札金額

四千二百八十四万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年四月二十一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年六月三十日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

山梨県知事 山 本 栄 彦

中巨摩郡田富町白井阿原字中河原三七九の五の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町白井阿原三百十四番地の四 関口勝博

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条新田字村北七八七の二、七九二の一、七九三の二、七九七の二、七九七の三、七九八の一、七九九の三、八〇二の一、八一八の一、八一八の三及び八

二一の三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類

位置及び区域

水路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市宝一丁目二十一番二十九号 山梨トヨタ自動車株式会社 代表取締役 桜井洋

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十七年六月三十日

山梨県公安委員会 委員長 吉 泉 信 一

委員 長 吉 泉 信 一

別表第一中

二八八	甲府市飯田一丁目三番二九号先 (県道甲府昇仙峡線と市道飯田 北通り線との十字路交差点)	パスポートセ ンター東	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-----	---	----------------	----------------------

二八八	甲府市飯田一丁目三番二九号先 (県道甲府昇仙峡線と市道飯田 北通り線との十字路交差点)	パスポートセ ンター東	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-----	---	----------------	----------------------

二八九	甲斐市大下条九七〇番地先(県 道敷島田富線と市道との十字路 交差点)	大下条北	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	--	------	----------------------

三五八	甲府市向町四七二番地の三先(市道向町和戸線と市道との十字路交差点)	向町東	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
-----	-----------------------------------	-----	-----------------------

三五八	甲府市向町四七二番地の三先(市道向町和戸線と市道との十字路交差点)	向町東	平成一六年一〇月二五日 告示第八三号
-----	-----------------------------------	-----	-----------------------

三五九	甲府市落合町一、一八六番地先 (県道甲府精進湖線と市道との 十字路交差点)	中道橋北	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	---	------	----------------------

三六〇	甲斐市西八幡一、六三〇番地二 先(市道玉川万才線と市道信玄 堤玉川線との十字路交差点)	玉幡公園東	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	---	-------	----------------------

九一	北巨摩郡双葉町竜地二、七八二番地一先(町道登美団地大屋敷)	響が丘	平成一六年七月二日 告示第四六号
----	-------------------------------	-----	---------------------

	線と町道鳥ヶ池一号线との十字路交差点)		
--	---------------------	--	--

九一	甲斐市竜地二、七八二番地一先 (市道登美団地大屋敷線と市道 鳥ヶ池一号线との十字路交差点)	響が丘	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
----	---	-----	----------------------

九二	葦崎市清哲町青木一六三番地先 (市道清哲二号线と市道との十 字路交差点)	葦崎北西小学 校	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
----	--	-------------	----------------------

九三	甲斐市志田六六四番地先(国道 二〇号と市道との十字路交差点)	志田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
----	-----------------------------------	----	----------------------

一五一	富士吉田市下吉田五、八四五番 地先(国道一三九号富士見バイ パスと国道一三九号と市道との 十字路交差点)	富士見バイパ ス北	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-----	---	--------------	-----------------------

一五一	富士吉田市下吉田五、八四五番 地先(国道一三九号富士見バイ パスと国道一三九号と市道との 十字路交差点)	富士見バイパ ス北	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-----	---	--------------	-----------------------

一五二	南都留郡富士河口湖町小立一、 二〇四番地一先(県道富士河 口湖富士線と町道三〇三六号線 と町道四〇六七号線との十字路 交差点)	河口湖大橋南	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	---	--------	----------------------

一五三	富士吉田市下吉田五、三九八番 地先(市道富士見町明見線と市 道下の水仲町線との十字路交差 点)	月光橋北	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	--	------	----------------------

に改める。
別表第十中

(点)

二、三九五	国道二〇号線(双葉ハイパス)	北巨摩郡双葉町大字志田大坪六六四番地下志田交差点	一	葦崎	五五・三・一八 一七号
二、三九六	国道二〇号線(双葉ハイパス)	北巨摩郡双葉町大字志田字柿木五九五の二上志田交差点	一	葦崎	五五・三・一八 一一号

二、三九五	国道二〇号	甲斐市志田六六四番地先(志田交差点)	一	葦崎	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
二、三九六	削除			葦崎	平成一七年六月三〇日 告示第五九号

四、七三八	市道富士見町明見線	富士吉田市下吉田五、三九八番地先	一	富士吉田	平成一二年二月二八日 告示第五四号
-------	-----------	------------------	---	------	----------------------

四、七三八	市道富士見町明見線	富士吉田市下吉田五、三九八番地先(月光橋北交差点)	一	富士吉田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-------	-----------	---------------------------	---	------	----------------------

四、八八四	町道玉川万才線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六三〇番地二先	二	南甲府	平成一四年七月八日 告示第三四号
-------	---------	---------------------	---	-----	---------------------

四、八八四	市道玉川万才線	甲斐市西八幡一、六三〇番地二先(玉幡公園東交差点)	二	南甲府	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-------	---------	---------------------------	---	-----	----------------------

五、〇四八	市道清哲二号线	葦崎市清哲町青木一、〇五〇番地先(葦崎北西小学校北西角)	一	葦崎	平成一六年一月二五日 告示第八三号
-------	---------	------------------------------	---	----	----------------------

五、〇四八	市道清哲二号线	葦崎市清哲町青木一六三番地先(葦崎北西小学校交差点)	一	葦崎	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-------	---------	----------------------------	---	----	----------------------

五、一四〇	村道入角丸尾岸線	南都留郡忍野村忍草一、四三七番地先(村立忍野幼稚園西側)	一	富士吉田	平成一七年六月一六日 告示第五五号
-------	----------	------------------------------	---	------	----------------------

五、一四〇	村道入角丸尾岸線	南都留郡忍野村忍草一、四三七番地先(村立忍野幼稚園西側)	一	富士吉田	平成一七年六月一六日 告示第五五号
-------	----------	------------------------------	---	------	----------------------

五、一四一	県道敷島田富線	甲斐市大下条九七〇番地先(中下条南交差点)	一	甲府	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-------	---------	-----------------------	---	----	----------------------

五、一四二	県道甲府精進湖線	甲府市落合町一、一八六番地先 (中道橋北交差点)	四府	南甲府 平成一七年六月三〇日 告示第五九号
五、一四三	県道富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町小立一、二〇四番地の一先(河口湖大橋南交差点)	二富士吉田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号

に改める。
別表第十六中

二、一二七	県道河口湖青木ヶ原線	南都留郡河口湖町小立一、二三七番地先(大池荘東側)	田富士吉田	五一・九・二七 三三三号
-------	------------	---------------------------	-------	-----------------

二、一二七	削除		田富士吉田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-------	----	--	-------	----------------------

二、一八四	町道信玄堤玉川線	中巨摩郡竜王町西八幡一、三三三六番地先	南甲府	五一・九・二七 三三三号
二、一八五	町道玉川万才線	中巨摩郡竜王町西八幡一、七一五番地先	南甲府	五一・九・二七 三三三号

二、一八四	削除		南甲府	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
二、一八五	削除		南甲府	平成一七年六月三〇日 告示第五九号

				三〇日 告示第五九号
--	--	--	--	---------------

七、二二六	市道下の水仲田線	富士吉田市下吉田五、三九八番地先	田富士吉田	六一・八・一三 三〇号
七、二二七	市道下の水仲田線	富士吉田市下吉田五、四一四番地先	田富士吉田	六一・八・一三 三〇号

七、二二六	削除		田富士吉田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
七、二二七	削除		田富士吉田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号

一〇、六三六	町道竜王田中線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六三〇番地二先(北進車両)	南甲府	平成一五年七月二四日 告示第五一号
一〇、六三七	町道竜王田中線	中巨摩郡竜王町西八幡一、二一七番地先(玉川旅館南側・南進車両)	南甲府	平成一五年七月二四日 告示第五一号

一〇、六三六	削除		南甲府	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
一〇、六三七	削除		南甲府	平成一七年六月三〇日 告示第五九号

三〇日
告示第五九号

に改める。

別表第三十二中

一五七	市道高畑 二日市場 線	甲府市大里町一、五五五番地先（ 大里町窪中島交差点）	四	平成一五年二月一八 日 告示第八八号
-----	-------------------	-------------------------------	---	--------------------------

を

一五七	市道高畑 二日市場 線	甲府市大里町一、五五五番地先（ 大里町窪中島交差点）	四	平成一五年二月一八 日 告示第八八号
一五八	県道甲府 精進湖線	甲府市落合町一、一八六番地先（ 中道橋北交差点）	四	平成一七年六月三〇日 告示第五九号

に改める。